

監察院の権能



THE  
CONTROL  
YUAN

監察院

REPUBLIC OF CHINA (TAIWAN)

## 人權を擁護し 正義を守る

監察院は設立 90 年以上の歴史を有し  
戒厳令発令・解除を経て、台湾社会とともに発展  
人々の声に耳を傾け続ける  
政府・国民間の対立と摩擦を解消  
国と社会の弛みない対話・交流を維持し  
一国の良心、国民の強固な後ろ盾として  
国民の権益の守護者となる

---

## 目次

---

- 04 我が国の監察制度の沿革
- 06 監察院の権能
  - 08 調査、巡察
  - 10 弾劾、糾挙（不正の摘発）
  - 12 糾正（不正の是正改善）、審計（会計監査）
  - 14 「陽光四法」による受理
  - 18 人権に関する職務
  - 20 国際事務に関する職務
- 24 これまでの重大な監察案件
- 33 監察院の組織
- 38 監察院がお手伝いできること
- 44 陳情書





## 我が国の監察制度の沿革

我が国の監察制度の起源は非常に古く、2000年以上の歴史があります。我が国の憲法は民国36年（1947年）に施行され、中央政府は行政院、立法院、司法院、監察院、考試院により構成されています。このうち監察院は国の最高監察機関であり、憲法に基づき弾劾、糾挙、糾正、審計の権限を付与されています。民国82年（1993年）より、「陽光四法」と呼ばれる、行政機関の情報公開義務について定めた四つの法律が次々と制定され、監察院

は「陽光四法」の執行機関として行政を監督し、従来にも増して重要な権限を担っています。

民国81年（1992年）、第2回国民大会で「中華民国憲法增修条文」が可決され、監察院に監察委員29人を設けて、そのうち院長1人、副院長1人（任期はいずれも6年）を総統が指名し、国民大会の承認を経て任命されました。民国89年（2000年）に「憲法增修条文」は再度改正され、監察院監察委員任命の承

認権について、従来通り総統が指名するものの、承認権は立法院が行使することに改められました。監察委員は第4期から、この規定に則って選任されています。

民国109年（2020年）8月1日には、監察院に国家人権委員会が新設され、我が国の人権促進および人権保障は、新たなステージを迎えています。



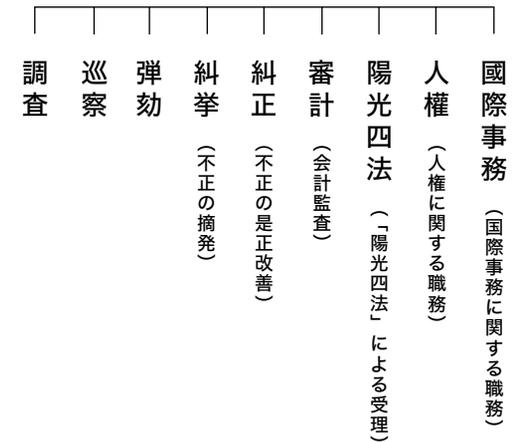
## 監察院の権能



監察院は、憲法、憲法増修条文、監察法などの関連規定に基づき、弾劾、糾挙、審計という職権を行使するとともに、政府機関の施政に対して糾正案を提出する権限を有しています。監察委員はこれらの職務を遂行するため、国民からの陳情書の受付、中央・地方行政機関の巡回監察や調査などを行ないます。それとともに、「陽光四法」の規定に基づいて、公職者の財産、公職者の利益相反回避、政治献金および口

ビー活動案件の申告の受理、調査、処罰等も行っています。また、「監察院国家人権委員会組織法」に基づき国家人権委員会を設置し、人権の促進と保障という重要な職責も担っています。

監察院の職権には次のようなものがあります。





08

## 調査

### 各種職権の行使は、案件調査から開始

### 調査権の行使対象

監察院は憲法および「憲法増修条文」の規定に基づき、弾劾権、糾挙権および審計権を行使し、糾正案を提出する権限を有しています。これらの職権の行使においては、調査を経なければならず、調査の結果、事案の真相が明らかになった後に提案がなされます。監察委員が行使する調査権には、「委員による自主調査」、「委託

調査」、「委員派遣調査」の三種類があります。自主調査は委員が自ら申請するもので、委託調査は必要に応じて監察院が関係機関に調査を委託します。委員派遣調査では、国民の陳情事項を明らかにするため、監察院会議もしくは委員会の決議に従って委員を推薦派遣、または交代で派遣します。

監察院による調査権の行使対象には、行政院およびその各所属機関とそこに所属する公務員・公職者のほか、司法院、考試院および監察院所属の公務員・公職者も含まれます。

## 巡察

### 巡察の任務

監察法第3条は、監察委員が区域を分けて巡回監察することができる」と規定しています。巡察は、中央政府機関と地方自治体機関に分けて行われます。中央政府機関に対しては、各委員会がその業務に関係のある中央政府機関を巡察します。

地方自治体機関については、直轄市政府、県（市）政府ごとに巡察責任区域を分け、グループに分かれて行います。

- 1 各機関の施政計画および予算の執行状況を把握。
- 2 重要な政令の実施状況を理解。
- 3 公務員の不正や職務違反の有無を確認。
- 4 糾正案件の執行状況を把握。
- 5 国民生活と社会の状況を理解。
- 6 陳情案件の処理およびその他関連事項。

09

弾劾権の行使対象 | 監察法第6条は、監察院が弾劾権を行使する対象を中央政府および地方自治体機関の公務員等とし、不正や職務違反が認められた場合、弾劾案を提出できると定めています。

公務員の弾劾案は、2人以上の監察委員が提議し、提議した委員以外の監察委員9人以上により審査され、記名投票による表決の結果、投票した委員の過半数が同意し提案が成立してはじめて、弾劾対象を「懲戒法院」（懲戒裁判所）へ移送し、審理することになります。



糾劾権の行使対象 | 監察法第19条によると監察院は、不正または職務違反のある公務員に対して、速やかな停職またはその他の処分が必要だと考えられる場合、糾劾を提案することができます。

提案する委員以外の監察委員3人以上の審査および決定を経た後、監察院が糾劾対象をその主管長官またはその上級長官に処理のため移送します。

糾劾対象の主管長官またはその上級長官は、監察院の糾劾案を書面で受領後、遅くとも1か月以内に公務員懲戒法の規定に基づき処理しなければなりません。

処分すべきではないと考えられる場合は、直ちにその理由を監察院に説明する必要があります。主管長官もしくはその上級長官が規定に従わないか、または処理が不当である場合、監察委員は糾劾案を弾劾案に改めることができます。弾劾案として改めて提案し懲戒処分となった場合、主管長官または上級長官も職務違反の責任を負います。



---

## 糾正

---

## 不正の是正改善

---

## 糾正権の行使手続

---

糾正権の行使対象 | 監察法第24条は、監察院が糾正権を行使する対象を行政院およびその各所属機関と定めています。

監察委員は行政院およびその各所属機関の業務と施設を調査した後、関連委員会の審査と決議を経て糾正案を提出し、行政院もしくは関連省庁に送ることで注意・改善を求めることができます。

---

## 審計

---

## 会計監査

憲法および憲法増修条文により、審計権は監察権の一つであると定められています。中央政府およびその所属機関の財務活動に対する監査は、審計部により行われます。地方自治体およびその所属機関の会計監査については、審計部が各県・市に設置した審計処もしくは審計室が担当します。審計担当者が各機関の職員による財務上の不正もしくは背任行為を

発見した場合、当該機関を管轄する審計機関に報告しなければならず、当該機関の長官にその処分を通知するとともに、審計機関より監察院に法に基づく処理を申請することができます。

「陽光四法」（行政機関の情報公開義務について定めた4つの法律）とは、公職人員財産申報法（公職者財産申告法）、公職人員利益衝突回避法（公職者利益相反回避法）、政治献金法および遊説法（ロビー活動法）を指します。

監察院は、公職者の財産、公職者の利益相反回避、政治献金およびロビー活動業務の申告受理、審査、調査および開示を慎重に行うことで、廉潔な政治を促進し、政治風紀を正し、国民のためのクリーンで透明性の高い政治の実現に力を入れています。



公職者の財産申告受理と審査

立法の目的 | 国民が公職者の財産申告資料を閲覧することで、公職者の品行、清廉度、誠実性を理解し、政府の施政に対する信頼を高めることを目的としています。

申告受理の手続 | 申告義務を有する公職者は、就任後3か月以内または退任後2か月以内に、毎年一回定期的に監察院に財産申告をしなければなりません。監察院は申告を受領後、申告資料を審査するとともに閲覧できるように取りまとめて記録します。一部公職者の財産資料は公報に掲載し、インターネット上で公示します。

照会の方法 | 監察院で閲覧を申請することができます。また、「監察院公報 - 廉政專刊」を閲読するか、監察院の公式サイト「サインシャン法令」から「財産申告公告資料」または「廉政專刊電子書」にアクセスすることも可能です。

廉政專刊  
電子書



財産申告  
公告資料



公職者本人、配偶者および未成年子女が申告を義務付けられている財産項目と基準

価値条件なし	土地、建物、船舶、飛行機、自動車、保険
個別財産項目の合計が100万新台湾元以上	現金、預貯金、有価証券、債権、債務、事業投資
各項目/件が20万新台湾元以上	宝飾品、骨董品、書画、その他相当の価値のある財産



## 2

### 公職者の利益相反回避案件に関する報告受理および調査

立法的目的 | 政治風紀を正してクリーンな政治を促進し、公職者の利益相反を回避するための規範を確立して、汚職や腐敗、不当な利益供与を阻止します。

公職者の関係者の範囲 | 配偶者および共同生活を営む家族、二親等以内の親族、信託受託者、事業および団体、機密担当者、議員秘書。

報告受理の手続 | 公職者は、利益相反の状況を知った場合それを自ら回避し、自身の奉職する機関団体、上級機関団体、任命派遣または選任・招聘を受けている機関に、その公的立場において書面をもって通知する必要があります。

機関団体は、毎年度の終了後 30 日以内に、公職者が前年度に自己回避、申請回避、職権回避した状

況を、法に基づき監察院に報告しなければなりません。

## 3

### 政治献金専用口座の許可、変更、廃止と会計報告書申告の受理

立法の目的 | 政治献金に準則を定めて管理することで、国民の政治参加を促進し、政治活動の公平性・公正性を実現して民主政治の健全な発展を目指します。

許可受理の手続 | 政党および選挙の候補者は、金融機関に専用口座を開設し、監察院に報告して許可を得た後で、はじめて政治献金を受けることができます。監察院の承認を経ずに、当該専用口座を変更もしくは廃止することはできません。

照会の方法 | 監察院で閲覧を申請することができます。また、

政治献金法改正後の民国 107 年 (2018 年) 12 月 20 日以降に申告された会計報告書は、監察院の公式サイト「サインシャン法令」から「政治献金公開検索プラットフォーム」にアクセスして閲覧することが可能です。

政治献金公開検索  
プラットフォーム



## 4

### ロビー活動案件調査の受理

立法の目的 | 合法的なロビー活動を透明性の高い開かれた手続の下で行うことで不当な利益供与を防止し、それによって前向きな政策参加と機能を発揮し、民主政治への参加を促進します。

登録受理の手続 | ロビー活動を行う者（ロビイスト）はその活動の実施前に、活動を受ける者の所属機関に対してロビー活動

登録を申請する必要があります。また、ロビー活動を受ける者も、ロビー活動を受けてから 7 日以内に所属機関に対してロビー活動受理を登録する必要があります。ロビー活動を受ける者の所属機関は法に基づき、関連登録事項とロビイストが申告した財務収支報告書を四半期ごとに開示しなければなりません。



---

## 人権に関する職務

---

監察院は憲法が定める国民の権利を確実に擁護するため、人権を促進し保障する基礎を築き、社会の公平性と正義を実現すると同時に、国際的な人権基準に沿って普遍的人権の価値と規範の確立に努めています。民国 108 年（2019 年）12 月 10 日には立法院の第三読会で「監察院国家人権委員会組織法」が可決され、翌年の民国 109 年（2020 年）8 月 1 日、国家人権委員会が正式に発足しました。同委員会は「パリ原則」の掲げる国家人権機関にも合致しており、人権立国という我が国の理念は新たな一歩を踏み出しました。

---

### 人権保障に関する職務には次のものがあります。

---

- 1 非人道的な刑罰、人権侵害もしくはさまざまな形態の差別にかかわる事件を調査し、法に基づき処理・救済を行う。
- 2 国家人権政策について研究・検討し、提言を行う。
- 3 重要な人権問題に対する特別報告、または年次国家人権状況報告を提出し、国内の人権保護の現状を把握・評価する。
- 4 政府機関による国際的人権文書の批准または加盟、ならびに国内法化の推進を支援し、国内の法令および行政措置と国際人権規範との一致を目指す。
- 5 国際的な人権基準に基づき、国内の憲法および法令に対する系統的な研究を行い、必要かつ実施可能な憲法改正や立法、法改正の提言を行う。
- 6 政府機関による人権教育の推進、人権理念の普及および人権に関する業務における各行為の成果を監督する。
- 7 国内の各機関や民間団体、国際組織、各国の国家人権機関や非政府組織などと連携し、ともに人権保障を促進する。
- 8 各人権条約の規定に従って政府機関が提出した国の報告書に対して、本委員会は独立した評価意見を作成し提出することができる。
- 9 人権の促進と保障に関するその他関連事項。

世界各国の監察機関との交流を深めるため、監察院は1994年に「中  
華民国監察院」(The Control Yuan, R.O.C.) の名で国際オンブズマン  
協会 (IOI) に加盟し、投票権を有する正会員となりました。その会  
員資格は、2001年からオーストラレーシア・太平洋地域 (APOR)  
に属しています。世界各国の監察機関と交流するため、監察院はこれ  
まで積極的に IOI 世界会議と APOR 年次総会に出席し、国際交流の場  
では一国の監察機関としての権限行使の成果の宣揚に力を入れ、国際  
社会における監察院と我が国の知名度向上に力を尽くしています。

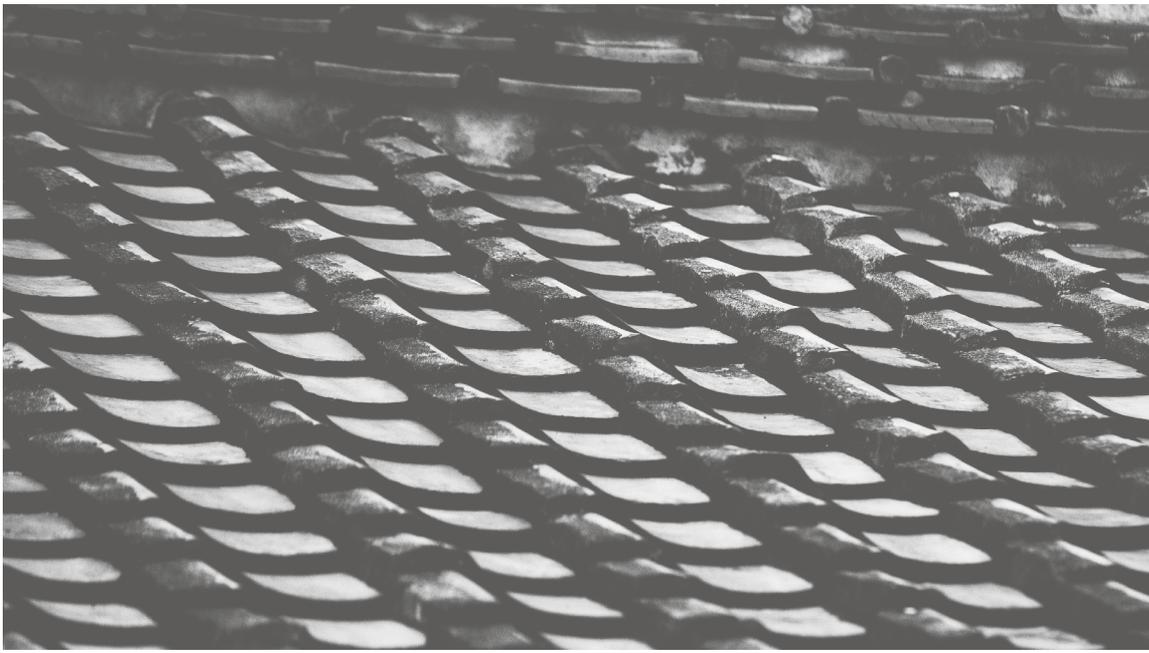
監察院はまた、人員を派遣して IOI のトレーニングプログラムやワー  
クショップにも参加し、監察業務における経験の交流を通じて各国の  
監察関係者との良好な関係を維持しています。そのほかにも、監察院  
は2011年および2019年に台湾で APOR 年次総会を開催し、会員  
としての義務を果たしました。また我が国の社会的・経済的発展の現  
状と人権保護への取り組みに対する同地域会員や国際的リーダーの理  
解を深め、地域の連携強化に大いに役立っています。



国際事務に関する職務には次のものがあります。

- 1 我が国の監察制度の理念と成果の宣揚。
- 2 オンブズマン業務に対する国際的な研究への支持と参加。
- 3 オンブズマン、担当者、関係者向け国際教育プログラムへの参加。
- 4 世界各国の監察機関に関する情報と研究データの収集およびアーカイブ。
- 5 世界中の監察情報と経験の交流への参加。
- 6 国際会議への参加と開催。





## これまでの重大な監察案件

### 委員による「江国慶事件」の調査 長年の冤罪を晴らす

事件の概要 | 民国 85 年（1996 年）9 月 12 日、当時 5 歳の女兒が殺害された。国慶日生まれの青年の犯行とされ、翌年の空軍節前に銃殺刑に処された。青年の父親の江支安さんは冤罪を訴え、陳情を受けた監察院は第 2 期、第 3 期、第 4 期の監察委員によって長期にわたる調査を続け、非常上告と再審の申し立てを建議する調査報告を提出した。

経過と結果 | 再審により、江国慶さんに無罪判決が下され、国防部は江国慶さんの遺族に公開で謝罪した。当時の馬英九総統は民国 100 年（2011 年）2 月、国家を代表して江さんの遺族に謝罪し、国防部も同年 7 月に当時作戦司令官だった陳肇敏らを処罰した。国防部北部地方軍事法院は同年 10 月 27 日、江さんの遺族に 1 億 318 万 5000 新台幣元を賠償する判決を下し、江国慶さんの冤罪はようやく晴らされた。

## 委員による「複合型マンション

### 『林肯大郡』倒壊事件」の調査

内政部による斜面地開発への規制管理強化を促進居住の安全と正義を擁護



## 委員による「チャイナエアライン

### 676 便墜落事故」の調査

航空安全管理体制の改善を促進

事件の概要 | 斜面地に位置する複合型マンション「林肯大郡」が、民国 86 年（1997 年）に台湾北部を襲った台風 13 号（ウィニー）の豪雨により倒壊し、28 人の犠牲者が出たことについて、台北県の当該建設許可発給過程に違法性があったことが判明した。監察院の糾弾案提出を経て、台北県政府農業局水土保持課課長陳俊龍らが異動や停職などの処分を受けたほか、公務員懲戒委員会により、練瑞麟、林振流、許信行が免職ならびに 1 年間の任用停止となり、陳俊龍、林英權、江坤源、柳宏典が 3 年間の休職処分となった。

経過と結果 | 「林肯大郡」は「山坡地開發建築管理辦法」（斜面地開發建築管理規則）の公布前に建設され、環境アセスメントは行われず、また関連の砂防計画も立てられていなかった。「砂防合格証明」しかないまま、「丙種建築用地」に変更し、さらに旧丙種建築用地として「建築許可」を申請した。監察院は調査後、内政部に「旧丙種建築用地」の徹底調査と改善を求めた。内政部は民国 86 年（1997 年）9 月 8 日に「落實居住安全防災応変体系方案」（住宅の安全防災対応システムを確保するための措置）を定め、斜面地の土地開発に対する管理規制を強化することで、斜面地の住宅地に暮らす住民の生命・財産の安全と災害発生の防止に努めることとなった。

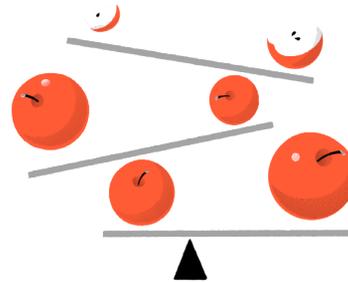
事件の概要 | 民国 87 年（1998 年）2 月 16 日、インドネシアのバリ島から台湾の中正国際空港（現・桃園国際空港）に向かっていたチャイナエアライン CI676 便が着陸直前に墜落した。この事故で、乗員 14 人と乗客 182 人全員、近隣の住民 6 人が死亡し、全壊家屋 5 棟、半壊家屋 3 棟の被害も出た。また、同機には中央銀行総裁の許遠東夫妻とその幹部も搭乗していた。監察委員による

調査の結果、交通部および民用航空局は重大な航空事故に対して有効な緊急対応措置を講じていないことが判明。過去に何度も特別チームを設けてチャイナエアラインの航空安全を監督指導していたにもかかわらず、効果が現れていなかった。加えて、航空機事故防止への対策および指導も着実に実施されておらず、飛行の安全管理と検査もおざなりで形式的に実施しているだけで、それが頻繁な航

空機事故の発生につながっていた。そこで、交通部と民用航空局に対して糾弾案を提出した。

経過と結果 | 監察院が事件を管理対象として追跡する中、交通部民用航空局は航空機墜落事故の緊急対応能力に対する総合的な検査を実施した。民国 88 年（1999 年）6 月からは各航空機事故の発生原因を分析し、改善方法を研究して提案するとともに、各航空会

社にもあまねく公示している。また、「航空器失事及重大意外事件調査処理原則」（航空機墜落事故および重大事故調査処理原則）を定めて、各空港での消防救助訓練を強化したほか、民国 89 年（2000 年）4 月 5 日には「民用航空法」の条文を一部改正して公布し、我が国の航空安全をさらに確かなものにするべく、独立した飛航安全委員会を設置した。



28

### 委員による「偽の農業従事者」の調査 公的資金 976 億元以上を削減し、 真の農業従事者の権益を保障

事件の概要 | 農業は国の基盤であり、持続可能な農業の発展のために農業従事者をサポートすることは政府が当然負うべき責任であるが、農民保険の被保険者の中に偽の農業従事者が存在し、農民保険の福利や高齢農業従事者手当を得ているというのは社会の公平と正義に反し、農民保険の資源を蝕む行為である。そこで、監察院は立案し、調査に乗り出した。

経過と結果 | 調査報告を提出し、継続的に追跡した結果、これを受けて内政部は「農民健康保険条例」第 5 条を改正し、すでに社会保険の老年給付を受けている者は農民保険を申請できないことに改めた。また、実際に農業に従事していることを資格条件の一つとする条項を加え、真の農業従事者の権益を守った。また、行政院農業委員会と内政部は、「従事農業工作農民申請参加農保認定標準及資格辦法」（農業従事者の農民保険申請認定基準と資格規則）を改

正し、新しい申請案件に対する実地調査などの審査体制を設け、被保険者数が大幅に減少した。

次に、農業委員会は「老年農民福利津貼暫行条例」（高齢農業従事者福利手当暫定条例）を改正し、高齢農業従事者手当を申請できる農民保険加入期間の条件を 6 か月から 15 年に改正した。同委員会の推計によると、改正法施行後 15 年間で高齢農業従事者手当の支出を 463 億元余りも削減でき、偽の農業従事者による農民保険資

源の浪費を効果的に阻止できる。

また、農業委員会と内政部は農民保険の申請資格を徹底的に調査し、これにより、民国 109 年（2020 年）9 月末現在、16 万 800 人余りが農民保険を取り消されている。これまで削減できた公的資金は、すでに 513 億 1460 万新台幣余りに上っている。



## 重大な弾劾事件

### 河床工事作業員 4 人が濁流の犠牲になった「八掌溪事件」

30

事件の概要 | 民国 89 年（2000 年）7 月 22 日、嘉義県八掌溪で河床工事作業員 4 人が濁流に飲み込まれ死亡する事故が発生した。内政部政務次長（政務次官）李逸洋は、災害防止救助に対して、適切な処置ができなかった。消防署前署長陳弘毅と科長許清輝の緊急事態に対する指揮監督および救援システムへの通報は、ずさんなものだった。空中警察隊隊長楊德輝は、待機任務の監督指導と効率的な救難機派遣体制の確立ができなかった。空軍作戦司令部副

司令鍾申寧、執勤官陳孟鴻、空軍四五五連隊連隊長蔡竹有は、縦割り行政に甘んじ、救難機の迅速な派遣を行わなかった。第五河川局前局長郭漢川は、適切な早期警戒措置を講じて救命用具を準備するよう請負業者を監督指導しなかった。嘉義県消防局前局長謝新庸は、緊急救難活動を適切に指揮せず、前副局長江国鈞は当直の持ち場を許可なく離れていた。

経過と結果 | 監察院が民国 89 年（2000 年）10 月 4 日に弾劾後、公務員懲戒委員会は許清輝と陳孟鴻を 2 年間の休職に処した。楊德輝、謝新庸、江国鈞は二級降格、陳弘毅、郭漢川は過失 2 回として記録された。李逸洋、鍾申寧、蔡竹有は処分を受けなかった。

## 委員による「普悠瑪号脱線転覆事故」の調査 不備改善を促し、列車運行の安全を図る

事件の概要 | 台湾鐵路管理局の「普悠瑪」（プユマ）第 6432 次列車が民国 107 年（2018 年）10 月 21 日、宜蘭の新馬駅付近で脱線転覆し、18 人が死亡、200 人余りが負傷する事故が発生した。監察院の調査では、鉄

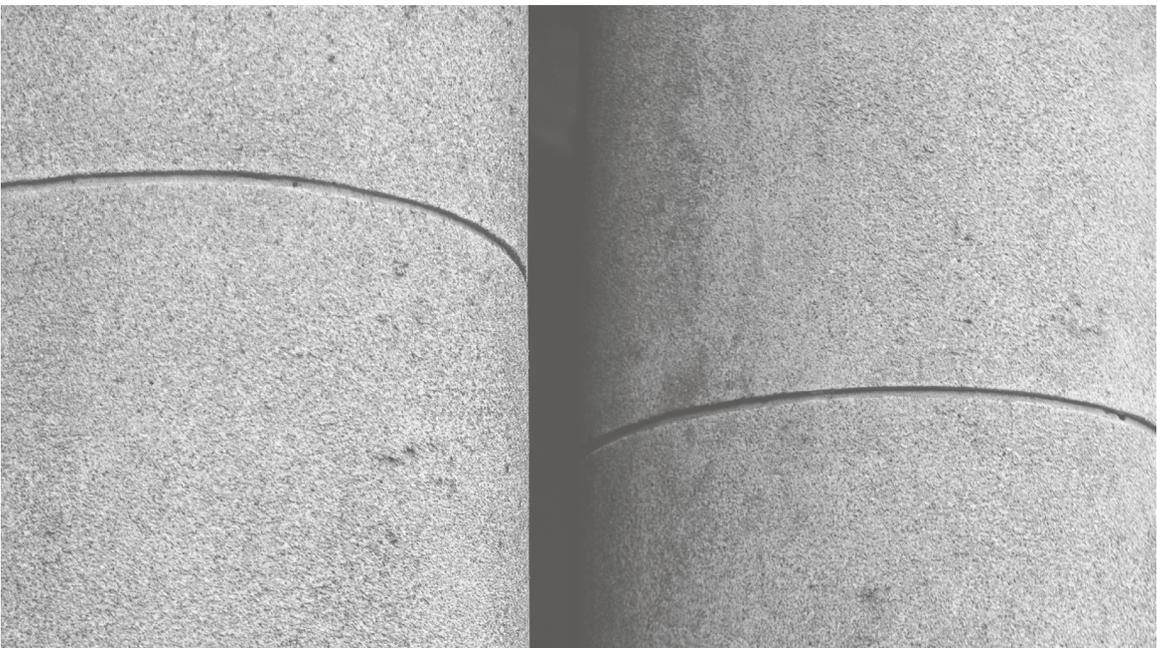
道において運行中の列車の安全が単一の問題によって損なわれることはまずなく、問題や異常が生じた時に、迅速かつ適切に処置すれば事故を防ぐことは可能であると認められた。すなわちこの事故では、組織管理の欠落、設備の故障、作業手順の不備、人員による操作ミスという、複数の問題が同時に発生するという状況の中、新

馬駅前のカーブで列車転覆を招いたと考えられた。

経過と結果 | 台湾鐵路管理局は、組織の調整、設備の点検保守と交換、路線の改善、教育と訓練など、多数の規則命令の修正を提案するとともに、「台鉄総体検報告」（台鉄全面検査報告）の 144 項目の改善事項に対して継続的に検討と処理を行っている。また、その進捗状況を毎月公式サイトで発表することで、国民にも発信している。

31





監察院の組織

「中華民国憲法増修条文」  
第 7 条。

院長、副院長および監察委員  
秘書長および副秘書長

常任委員会

特別委員会

訴願審議委員会

この下に監察業務処、監察調査  
処、公職者財産報告処、秘書  
処、綜合業務処、会計室、統計  
室、人事室、政風室を設け、各  
業務を統合管理しています。

- 1 内政及び族群委員会
- 2 外交及び国防委員会
- 3 社会福利及び衛生環境委員会
- 4 財政及び経済委員会
- 5 教育及び文化委員会
- 6 交通及び物資調達委員会
- 7 司法及び刑務所行政委員会

- 1 法規研究委員会
- 2 諮問委員会
- 3 監察委員綱紀委員会
- 4 廉政委員会

### 監察院会議

任務ごとの部会編成

国家人権委員会

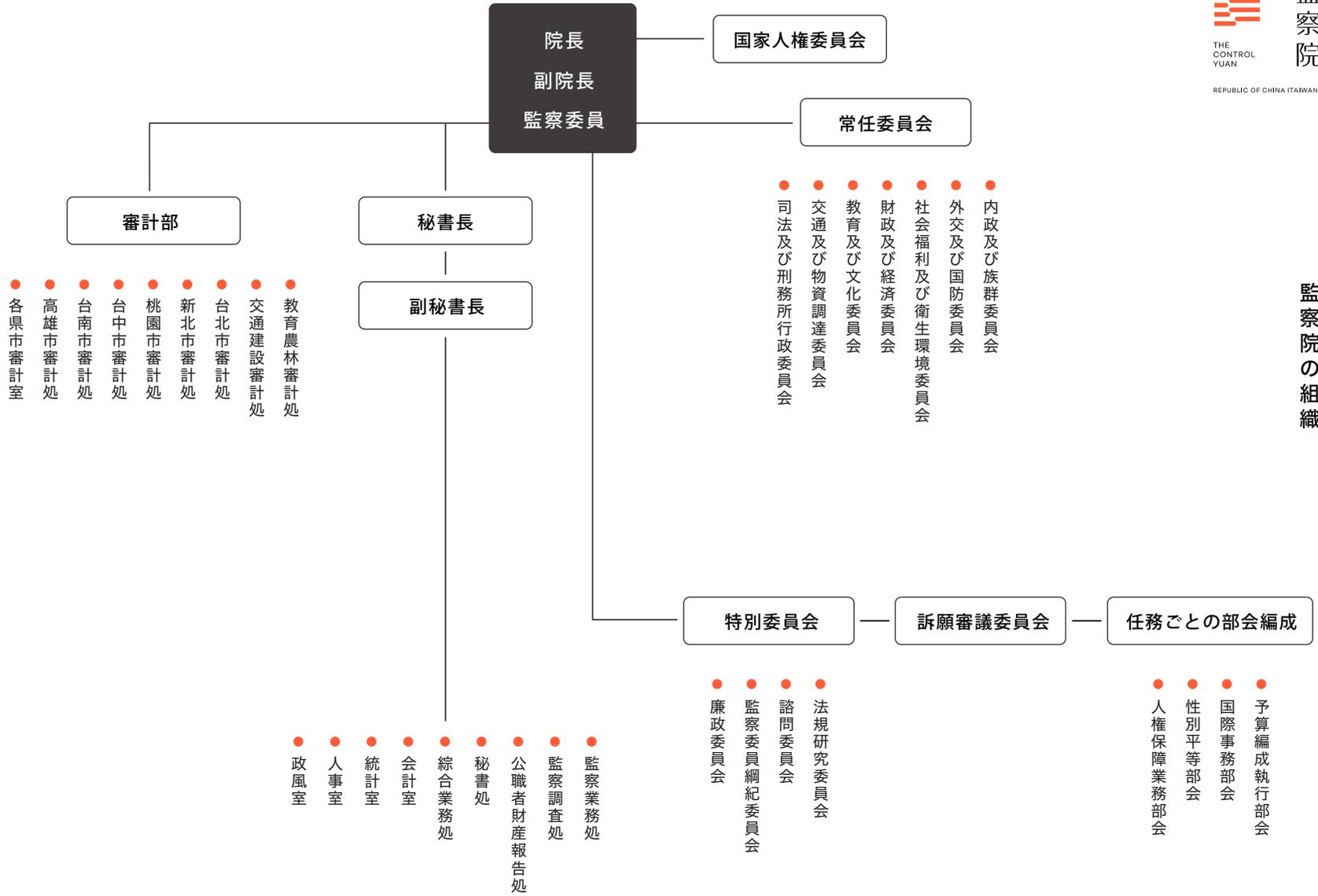
審計部

- 1 予算編成執行部会
- 2 国際事務部会
- 3 性別平等部会
- 4 人権保障業務部会

主任委員、副主任委員および人権  
委員、執行秘書および副執行秘書  
  
この下に研究企画組、訪査作業  
組、教育交流組を設け、各業務を  
統合管理しています。

下部組織として、教育農林審計  
処、交通建設審計処、台北市審  
計処、新北市審計処、桃園市審  
計処、台中市審計処、台南市審計  
処、高雄市審計処、各県市審計室  
があります。

監察院会議は院長、副院長および監察委員より組織され、毎月開かれます。院長または全委員の 4 分の 1 以上が必要だと認めた場合、臨時会議を招集することができます。監察院会議は、出席すべき委員の 2 分の 1 以上の出席をもってはじめて開会されます。提案は書面をもって行わなければならない、臨時動議の提出には 2 人以上の委員による付議が必要で、出席委員の過半数の同意を得てはじめて決議できます。



## 監察院がお手伝いできること



行政機関もしくは公務員による不正や職務違反、または行政院やその所属機関の業務・施設における不正や職務違反を発見した場合、その事実の詳述するとともに、それを裏付ける証拠をつけて、監察院または監察委員に陳情もしくは告発してください。

**陳情できる人は？費用は必要？**

中華民國の自然人、法人、または団体であれば、どなたでも提出が可能です。監察院への陳情には、いかなる費用を納める必要もありません。



監察委員が地方機関へ巡察に出向いた際に、巡察している委員に陳情する  
巡察の時間および場所については、監察院公式サイト「巡察行事暦」（巡察スケジュール）でお知らせしています。または、各地方自治体公布の関連情報をご確認ください。事前に陳情書と関連資料をご用意の上、受付時間内に巡察の監察委員まで直接陳情にいらしてください。

監察院「陳情受理センター」で当番の監察委員に陳情する

監察院では、毎日必ず監察委員を配置し、皆様からの陳情を受け付けています。陳情書と関連資料をご用意の上、直接監察院の「陳情受理センター」までお越しください。その日当番の委員または秘書が、規定に基づき陳情を受理いたします。

陳情受理センターの受付時間：8:30-12:30、13:30-17:30  
専用ダイヤル：02-23413183 内線 662

陳情書を監察院または監察委員まで郵送する

陳情書を郵送する方法で、陳情内容を監察院または特定の監察委員に送ることもできます。

陳情メールボックス／ビデオ通話による陳情を予約する

手順の説明：

- (1) 登録
- (2) 陳情資料の提供
- (3) 陳情情報を入力して添付ファイルをアップロードし、「確定」をクリックする
- (4) 資料送付が完了
- (5) 陳情案件の進捗状況を問い合わせる

陳情メール  
ボックス



監察院は陳情書を受理後、どのように処理するのか？  
 監察院は、あらゆる事実を調査し、可能な限り公平、迅速に人々の問題と不満を解決することを目標としています。さまざまな状況に応じて、次のような方法で処理を行います。

42

1	2	3	4
陳情内容と証拠が明確である	陳情内容についてさらに理解する必要がある	陳情内容が専門性、政策性または公益性を含んでいる	被陳情者もしくは被陳情機関に不適切なところがない、または陳情内容が監察院の職権範囲外である
▼	▼	▼	▼
監察委員を指名し調査を進める	関係機関に説明と資料提供を書面で要請する	監察院の関連委員会により審議する	直接陳情者に返答する
▼	▼	▼	▼
(1) 調査の結果、公務員の不正や職務違反があれば、糾弾または弾劾を提案する			
(2) 調査の結果、行政機関による不適切な			

43

処理があれば、糾弾を提案する
▼
監察院が陳情者に対し、能動的に処理結果について書面で通知する
▼
陳情者が案件の進捗状況について問い合わせる (1) 陳情受理センターの専用ダイヤルに電話する (2) 陳情メールボックスの専用コーナーから問い合わせる
▼
弾劾案または糾弾案、糾弾案が可決されると 監察院の公報および公式サイトに掲載される



## 陳情書

## 陳情書

年 月 日

受取人						
陳情者	性別	歳	職業	連絡先住所	連絡用電話番号	身分証明書番号
代理人	性別	歳	職業	連絡先住所	連絡用電話番号	身分証明書番号
陳情者の身元を秘密保持する必要性について				<input type="checkbox"/> 秘密保持を求める <input type="checkbox"/> 秘密保持を求めない ※ 必ず記入してください。記入がない場合、「秘密保持を求めない」ものとして処理します。		

壹、本院の処理に必要ですので、以下の事項について間違いなく記入してください。

一、被陳情機関または公務員：

説明 | 憲法には、本院による職権行使の対象は国家公務員もしくは地方公務員と定められています。被陳情者が公的機関に所属していないか、または公務員ではない場合、本院が処理をする範囲にはありません。

二、陳情事項を、これまでその監督官庁に陳情報告をしたことがありますか？

これまでに監督官庁に陳情報告したことはない。

理由： \_\_\_\_\_

これまでに監督官庁に陳情報告したことがある。

(官庁の文書コピーを添付してください)

説明 | 本院の職権は事後監督的性質のものであり、陳情事項が先に監督官庁（例：主管機関またはその上級官庁）によって処理されるべきものである場合、本院ではそれを処理しない場合があります。

三、陳情事項に対する行政救済手続きまたは民事・刑事訴訟手続きは、現在も進行中ですか？進行中の場合、現在の進行状況はどうですか？

はい。現在の進行状況：

いいえ。

原因：  行政救済または民事・刑事訴訟を提起していない。

関連の行政救済または民事・刑事訴訟手続きはすでに終了している（再審、非常上告を含む）。（行政救済機関による確定結果の書類、検察の処分に関する書類、これまでの裁判に関する書類のコピーを添付してください）

説明 | 訴願もしくは行政訴訟を提起すべき、または民事・刑事訴訟を提起すべき場合、本院は規定に基づき陳情を受理しない場合があります。また、案件がすでに行政救済手続きまたは民事・刑事訴訟手続きに入っている場合、本院は調査を実施しない場合があります。



監察院の権能

GPN 3811000008  
ISBN 978-986-0724-76-9

発行者	監察院	所在地	台北市忠孝東路一段二号
編集印刷	監察院	企画	財団法人台湾設計研究院
電話	(02) 2341-3183	デザイン	永真急制 WORKSHOP
FAX	(02) 2356-8588	写真	黃紀滕
ウェブサイト	<a href="http://www.cy.gov.tw">www.cy.gov.tw</a>	イラスト	胡祐銘
発行	第一版一刷	発行日	2021年11月

人權を擁護し・正義を守る



監察院公式サイト



監 察 院

THE CONTROL YUAN

REPUBLIC OF CHINA (TAIWAN)